

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（424）
2. 日時：令和4年12月16日 10時00分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、
大塚安全審査官、小野安全審査官、長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他6名

原子力事業統括部 泊発電所 安全管理課長※、他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 17 監視測定設備【60条】（SA60 r. 5. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 60条（SA60H r. 5. 0）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2. 17 監視測定設備【60条】（SA60-9 r. 5. 0）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r. 0. 0）
- （5）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 17 監視測定等に関する手順等（SAT117 r. 5. 0）

(6) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.17 監視測定等に関する手順等 (SAT117-9 r. 5.0)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁大塚です。それでは、北海道電力泊発電所 3 号炉の、
0:00:08	設置変更許可申請の、
0:00:12	60 条とあと技術的能力の 1.17、
0:00:16	あと、包丁でのモニタリングポストの影響に係るヒアリング、
0:00:26	はい。
0:00:37	はい。あ、失礼しました。
0:00:39	本日は 60 条と、技術的能力の 1.17、
0:00:44	の内容に係るヒアリングを行いたいと思います。それではまず、事業者側の方から説明をお願いします。
0:00:53	はい。北海道電力柴田です。本日、60 条と 1.17 ご用意してございますがまず 60 条について
0:01:01	主な説明箇所を鍋田の方から説明させていただきます。
0:01:08	はい。北海道電力の鍋田です。まず、
0:01:17	すみません、北海道電力の鍋田です。それではまず 60 条の方からご説明させていただきたいと思います。比較表のほうでご説明いたします。
0:01:25	1 枚めくっていただきまして取りまとめた資料となっております。
0:01:30	こちら簡単に説明させていただきます。まず、1-1 で設計方針、運用体制と変更したものについて 2017 年 3 月以降変更した箇所についてですけれども、
0:01:41	こちら C ポツ、当社審査会合の指摘等を確認して変更したものといたしまして、
0:01:46	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策の見直しを挙げてございます。
0:01:51	こちら、先行さんの審査の方で、もともとモニタリングポストの方に養生袋をかけて、
0:01:58	放射性物質の放出等あった場合にはそれを外すというような対策打ってございましたけれども、ちょっとそれが事前に袋をかけるのが現実的ではないということで見直しの方をされておりまして、
0:02:09	当社といたしましてもそちら取り止めて当社といたしましては、
0:02:13	検出器の方を吹いてさ、清掃するというようなことを検討してございます。
0:02:20	その次に 1 の 2 番目ですね、設計方針運用体制を変更するものではないが変更した箇所といたしまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:27	bポツ、女川2号炉と比較し変更したものといたしまして、本文添付資料。
0:02:32	あと補足等ですね全面的に女川に統一の長さに統一させていただいています。
0:02:37	それからdポツ、当社が自主的に変更したものといたしまして、防潮レイアウトの方が変更となっておりますので、当初防潮の上に可搬型ポスト等を設置する設計としておりましたけれども、それが今、大津店の上に置けないということで、
0:02:52	配置の方変更見直しし、変更をいたしております。
0:02:56	市野さんバックフィット関連としては特にございません。
0:03:00	その次のページに行ってくださいまして2ポツ女川2をまとめ資料との比較結果の概要となっております。
0:03:08	表の1項目目ですけれども、こちら先日のDB31条の方でも同じ内容でご説明してございますけれども、
0:03:15	大飯34号女川2号炉ともないんですけれども、泊のみプルーム通過方向を確認するために緊対所付近に可搬型気象観測設備を配備する設計となっております。
0:03:27	こちら、過去の審査会ご指摘を受けた対応として当社として打っている、
0:03:33	方針でございまして、
0:03:35	先日のヒアリングの中でですね、指摘を受けた会合が19第19回ですというお話させていただきましたけれども、それに対して幾つ回答したかというご指摘ございました。
0:03:46	その回答といたしまして今させていただきますけれども、
0:03:50	回答としましては、第35回、
0:03:53	平成25年10月22日、
0:03:57	のモニタリングの説明のところに置いてご説明しております。
0:04:03	はい。
0:04:05	そして次、表の二つ目でございますけれども、ダストβ線測定に用いるサーベイメーターの整理というのが少し異なっております。
0:04:14	大飯34号炉。
0:04:16	につきまして、ごめんなさい大飯の34号炉では、汚染サーベイメーターとβ線サーベイメーターを用いますけれども、
0:04:22	女川さんの方ではβ線サーベイメーターのみで測定することになってございまして、泊といたしましても大井さんと同様で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:30	設備名称は異なりますけれどもGM汚染サーベイメーターとβ線サーベイメーターということで2種類準備してございます。
0:04:37	設備の相違と考えておりますけれども、
0:04:41	こちらは実際にはですね
0:04:45	泊では放射性塗布測定ではGM汚染サーベイメーターを用いますけれどもβ線では、β線の測定ではβ線サーベイメーターと分けてすること、使用することとしてございます。
0:04:56	瀬尾長沢β線のみなんですけれども、いずれの運用におきましても適切な監査を行うことで測定は可能ですので、
0:05:03	設備名称の相違に近いかなと考えてはございますけれども尾長さんの方はですね1種類の設備ということで、兼用になることで配備数の相違等にも繋がりますので一応赤字で、
0:05:14	設備設計の相違と設備の相違とさせていただいております。
0:05:19	なお島根さんの方でもですね、放射性ダストの測定では人文センターデメーターβ線の測定では、αβ線サーベイメーターということで、
0:05:28	β線の方がαβ共用となっておりますけれども2種類の3メーターを用いるということで、
0:05:34	どちらかというとな川さんが少し特殊な運用となっております。
0:05:42	続きましてもう1枚めくっていただきまして、こちらは説明者の層位となっておりますので説明の方は割愛させていただきます。
0:05:54	はい。以上が60条の取りまとめた資料での簡単なご説明でした。
0:06:02	規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。それでは規制庁側から何かコメントありますでしょうか。
0:06:11	はい、規制庁アキモトですそれでは、今の取りまとめた資料の1ページ、
0:06:18	からなんですけど、ちょっと、
0:06:20	すいません聞き逃してしまいました。
0:06:22	したんですが、その
0:06:26	cポツで、あれですよ。バックグラウンド低減対策の見直しのお話で、ちょっと袋がかけるのが現実的ではないっていう話があったかと思うんですけどそれちょっと聞き逃しちゃったんですけど。
0:06:40	どのサイトで言われたんでしょうか。
0:06:50	はい。北海道電力の鍋田です。衛藤、柏崎、刈羽36753と、長尾さんだったと記憶してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:01	規制庁アキモトですそうしたらじゃあ女川その中川なんですけどその点見直された後の対策になっているってということですか。はい。その通りです。
0:07:14	規制庁秋本ですわかりました。それで、
0:07:20	1-2で、だから、今のところは、女川と同じようになっているということだと思います。
0:07:29	北海道電力の鍋田でございます。
0:07:32	少し異なった運用になってございますので資料を用いてご説明します。
0:07:37	比較表ですね補足 60-補足 120 ページ、ご覧くださいませ。
0:07:49	補足の 120 ページの方ですね。
0:08:00	はい。こちらはですね当社といたしましては 3.4 ポツ、モニタリングポストモニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減、
0:08:08	対策手段ということで記載してございます。
0:08:11	ちょっと大分技術的能力の方に踏み込んだ資料となっておりますけれども、SAの 60 設備側でも記載してございます。
0:08:20	ご指摘の、最初に、センコーさんでいただいたご指摘の趣旨としてはこれから放射性物質が放出するかもしれないような危険な状態で、その作業員が外に出て行って、
0:08:32	全部のポストに袋をかけるという作業が現実的ではないというご指摘でございました。
0:08:37	それに対しまして女川さんの方はですね、赤字になっているところになりますけれども、
0:08:43	汚染予防対策といたしまして、時効後の汚染、周辺汚染によって放射性物質の検出器カバーが汚染される場合を想定し、交換用のカバーを備える。
0:08:53	ということになってございます。
0:08:56	そしてその上でその次のポツ汚染除去対策ということで重大事故等によって放出があった場合には、
0:09:03	①は汚染レベルの確認ですけれども②番の方でカバーの交換を行うと。
0:09:09	ということになってございます。
0:09:11	一方で当社といたしましては
0:09:14	交換にかかるカバーの交換にかかる時間等も踏まえますと、それよりも右側泊の裏見ていただくと、除染と書いてございますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:24	ふき取り等により十分汚染が取れるんではないかということでカバーの住民の方はせずに、
0:09:31	女性の方で対応したいと。
0:09:33	考えてございます。
0:09:35	これもセンコーさんで受けた指摘、ご指摘に対してはその放射性物質が放出があった後に作業するというので、
0:09:43	ご指摘をし踏まえた手段としてございます。
0:09:47	以上です。
0:09:50	規制庁秋本です。今の点はですか。柏崎も、交換用の女川と同じですか。
0:10:01	はい。北海道電力鍋田です。はい、ご指摘の通り柏崎からも交換を、交換等準備してございます。
0:10:11	規制庁アキモトでそれぞれで、そうする等、これ、除染だけで対応できるかというのと、
0:10:23	どうなんでしょうかっていうか必ず
0:10:29	交換と除染っていうのが、
0:10:33	同等なのかっていうところだと。
0:10:37	所選定。
0:10:39	必ず吹き取れるって、
0:10:42	言い切れるんですか。
0:10:46	はい。北海道電力の鍋田です。
0:10:49	ご指摘の通りですね交換の方がかなり綺麗にはなると思うんですけどもモニタリングポストのカバーというのはかなり通ずるな表面になってございまして、
0:11:00	ほとんど、かなり綺麗になるということとあとは放出してございますので、その局さんの壁ですとか、地面土壤等はですねかなり汚染した状態になっていてそこは、
0:11:12	女川さんも、この③④等ですね、その取り除き等で拭き取り等で綺麗にするという対策にしております、この中を、バックグラウンド低減対策というのは、本当に100%、
0:11:24	放出があった前の状態に戻すというよりは、
0:11:27	この1回プルームが放出して汚れてしまった後にですねもう一度プルームの放出等があったときに、その放出の方位とかをもがちゃんとわかるように、
0:11:36	最低限その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:38	測定ができる状態にするというところで、あくまで
0:11:44	交換して、
0:11:45	確かに綺麗になるんですけども拭き取りでもその効果としては同じで、
0:11:50	同じ程度のものは求められますし、あとは、それにかかる時間が短縮できるという利点を持っていると思いますのでこういった対策とさせていただきます以上です。
0:12:03	規制庁秋本です今の時間の観点だと。
0:12:07	除染と交換で本当に女性の方が早いんですか、損。
0:12:13	なんか、交換の方が早い場合だってあって、
0:12:22	多分、女川だってあれですよ必要があれば除染はするんだと思うので、
0:12:31	そうするとあれですか、交換用の
0:12:35	カバーってというのが何か、
0:12:38	なんていうんでしょう、設けられない理由みたいなものってあるんですか。
0:12:46	北海道電力の鍋田です。
0:12:48	それに対して明確に設けられない理由はございません。
0:12:55	規制庁秋本です同等性で説明するのでも、
0:13:01	別に
0:13:03	止めることはしないんですけど、
0:13:08	ここわあ、
0:13:12	検討の余地があるような気が、今はしていると。
0:13:20	事実確認の範囲では、
0:13:25	ここが、
0:13:27	同等以上といえるかっていうところは今、
0:13:30	少しわからないので、
0:13:34	この戦略でどうしても行くっていう者としての判断であれバー。
0:13:41	同等性を議論しますか。
0:13:44	という話になるので、
0:13:48	須藤というところですね。
0:13:52	わかりました。今現時点では、これ一応資料は、
0:13:58	作る必要性があるかという、何か説明できるネタもそんな、
0:14:05	ないですかねえ。
0:14:08	何かあれですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:11	これ、これ、どうしこの戦略の方がいいと思った。
0:14:15	メリットが、
0:14:17	時間の関係、メリットデメリットでいうと、
0:14:22	交換する。
0:14:26	際、
0:14:34	ちょっと規制庁長江ですけど質問なんですけどね、一応想定されてる各種って何を想定されて
0:14:43	今おっしゃってる除染で、
0:14:45	考慮されてるんですかね。
0:14:50	多分その要素だけじゃなくて、粒子状物質が、
0:14:55	ある程度出ると思うんで、それを踏まえて
0:14:59	除染でいいかっていう話だと思うんですけどね。その点、ちょっと説明がなかったので説明いただけますか。
0:15:11	はい。北海道電力芝田ですご指摘の通りヨウ素、希ガスだけで花巻ガスは付着しませんけども、気圧だけじゃなくて粒子状の物質も排出できるという排出されるっていうふうな中で今、
0:15:24	先ほど鍋田が申しした通り、
0:15:27	全く放射性物質がなしというふうな状況ではなくて計測するに値する観点で除染できるかっていうことであれば、
0:15:37	平滑な面であることからほぼふき取りれると、いうふうなこととやはりカバー変えるっていうのはそれなりの
0:15:45	何も止めてなくてただ不つけかえるだけではなくてそれなりの作業として使えることを考えると作業、
0:15:51	衛生環境下の作業性という観点からも我々はこちらの方は良いというふうな判断は今はしているというふうな状況でございます。
0:15:59	規制庁長江ですけどね私は全く逆のセンスで、
0:16:04	ふき取って巻き取り1もね粒子が舞い上がったりね、あとふき取った後の、全然汚れてないかっていう確認とかも結構難しいと思うんですよ。だから、
0:16:15	ここでカバーを変えるっていうのは一切合財んバットそのものを変えて、中は、基本的には綺麗なままだから、確認の必要はないんだけど、
0:16:25	除染するっていうことであれば、きちんと除染されてるかっていう確認自体がね、すごい難しいし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:32	ふき取りをする人自体に内部被曝とか可能性が出てきて、むしろ時間かかって大変なんじゃないかっていうのがちょっと私の感覚なんですけど。
0:16:46	今ここで議論するって言うつもりはないんで、ちょっと説明が、今の情報提供であればちょっと不十分だと思うんでその辺の話をもう少し、
0:16:57	具体的に説明してどっちがメリットがあるから、皆さんがこう判断したっていう、そこまで説明いただかないと今のこの情報だけでどっちがいいとかってのはちょっと判断できないんじゃないかと思います。
0:17:10	はい。北海道電力芝田です本件に関しては我々の説明では同等性なり、有効性なりが十分ご納得いける。
0:17:20	形ではないので方針も含めて一度持ち帰らせていただいて江藤同等性。
0:17:26	もしくは有利な作業上有利なものを整理させていただくか方針を転換するかちょっと一度持ち帰らせていただきたいと思います。
0:17:35	規制庁の荒です。多分やっぱりCS想定総代CSですよ。
0:17:41	なら、そこに表れていると、着目してどうなんだっていうのが具体的かなと思うんで、よろしくをお願いします。
0:18:06	十四条だから結局
0:18:08	何でついた状態では
0:18:10	更田多様性ではあるんですけどシーエスアイだから、
0:18:14	その辺の話も含めて全部、
0:18:28	北海道電力芝田です具体的な作業イメージも何かこの資料ではちょっとつかみどころがないというふうに考えますんで、もう少し、実際どうなるのかっていうのがわかるような形で補足させて、
0:18:40	いただきたいというふうに考えます。
0:18:43	経常化ですけどちょっと確認ですけど島根を見たらやはりカバー交換って話になって
0:18:50	変更Pは養生で今、Bは皮交換っていう状況になってるという理解でよろしいですか。
0:19:01	北海道電力の北野です。柏崎以降の会合等は全部その通りになってます。
0:19:09	規制庁片平了解しました。
0:19:19	規制庁アキモトでそれで、取りまとめした資料1ページに戻っていただくと、
0:19:28	多分何ていうんでしょうさっきちょっと後はIIで1-2-Dのところ、防潮庭のレイアウトを変更したから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:39	設置場所を変更したっていうところが、
0:19:42	今回のポイントかなとは思っていますと、で、
0:19:49	ちょっと言われてたかと思うんですけど包丁ての上にワー
0:19:53	置くことはできないなっちゃったっていうのは、
0:19:58	何かありますかちょっと構造だけ見てたら、意外とその上平たんな感じがしたので、置くこともう別2、
0:20:08	視野から外れないんじゃないかなと思ったんですけど、何か置けない理由があるんですか。
0:20:14	はい、北海道電力の鍋田でございます。
0:20:17	江藤。当初ですね2017年とかで考えていたときの膨張てというのは上に道路がございまして、その道路に沿って車で移動して、車からぽんとおろすような、
0:20:29	イメージでしたけれども、今今回新しく設計する防潮庭はそういった構造ではなくて、確かに上に平らな部分はあると思うんですけども、
0:20:39	車をそこで走っていくということは難しくて、
0:20:42	その先になった部分を人がこのポストを担いで上がっていくっていう作業が必要になってしまうと思いますのでちょっとそれは現実的ではないというふうに考えてございます。以上です。
0:20:52	規制庁秋本です何かアクセスルートのとくに、
0:20:58	ホースは持って上がれますって言っていたような気がするんですけど、あれも日本はやっぱ重くて、
0:21:05	できないっていう理解ですか。
0:21:08	ホースなんかだったらできるけど、そういうことですか。
0:21:12	北海道電力の北野です。
0:21:15	やっぱり関学モニタリングポスト結構重量物ですので、やっぱそれを担いで、社名を登っていくっていうのは結構大変かなと。
0:21:25	ます。
0:21:29	規制庁秋本です。そういう意味では、あれですか
0:21:34	斜面っておっしゃられてましたけど、階段つけるなり、
0:21:38	とかをしてもう、
0:21:41	できない感じなんですか。その人が持ち運べるようなものでもないって感じですか。
0:21:46	車じゃないと駄目。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:50	北海道電力の鍋田です。実際にどうしてもそこに置かなければならないという状況であればおそらく2メートルとかで作業すれば不可能ではないんですけども、
0:22:01	少し全体、代替のポストを設置する作業等もございますので、
0:22:06	時間的な花強いとなりますとやはり、車から降りてポンと受けるようなところにまずことにしておく方が、手順上有利かなと考えてございます。
0:22:21	規制庁秋本です。ちょっと今のお話をちょっと深掘りすると、
0:22:28	代田伊井の、
0:22:31	置く場所って言ったらすいません今置く場所は、
0:22:37	ちょっとお待ちいただければと。
0:23:04	規制庁秋本です。60-20 ペイジーでまずは見ると、
0:23:10	ここを、
0:23:12	もう、とりあえずなんですけど
0:23:15	下はモニタリングポスト、大体はい。ごめんなさい。甲斐海側モニタリングの方、
0:23:26	あれなのか。
0:23:28	これはですね18の3.3って、
0:23:31	大体配分って、
0:23:34	はい。
0:23:38	だいたい配備分。
0:23:40	盛本。
0:23:41	Dもイボのところに置いてあるやつが、そっから大体配分で、理解しました。海側モニタリングの3台を、
0:23:52	置きますっていうことなんですけど、これが何でこの位置に、
0:23:58	下の方をちょっと説明してもらいます多分、
0:24:03	私の感触で窮乏上程がこの位置だったからぐらい。
0:24:07	なのかなあとと思ったんですけど他に何か意図はあるんでしょうか。この1じゃない。
0:24:15	はい。北海道電力の鍋田です。
0:24:17	今おっしゃっていただきました通り前回設置位置に近いというのがございますけれども、そもそも、どうしてその前回がそうなってるかと申しますと、基本的にはこのサイトをですねぐるっと囲むように、かつ、敷地境界に置くようなイメージを持っておりまして、
0:24:32	このような配置となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:37	規制庁秋本です。そうすると、あれなんですかね。防潮ての外側におくーじゃないですか、これ。
0:24:49	何でわざわざ、
0:24:52	おかなきゃいけないんですかね。あと、ちなみに大体、大体って言ったらいいんすか。大体の大体というか、過半の2本の大体、
0:25:04	IV、
0:25:07	大きいですっていう補足ありました。
0:25:10	だよね。
0:25:11	何ページでしたっけ。
0:25:26	規制庁アキモトです。衛藤補 60 補足の 150 ですかね。
0:25:36	それで、
0:25:38	これが、
0:25:41	代替測定場所も、何か何て言うんでしょう、前の方で評価していただいて、
0:25:48	測定可能だよっていう評価をするじゃないですか。
0:25:55	そうではない
0:26:01	までもそうですよねだから、ちょっと一つ気になったのはこれって優先順位って、今の状態は、海側は防潮ての外に、
0:26:12	まず置くことを判断をしておけなかったら、
0:26:16	防潮店の内側に置くっていう理解。
0:26:21	と理解はしたんですけど、なんでその、
0:26:25	外側を優先。
0:26:27	しないといけないんですか。
0:26:31	はい、北海道電力の鍋田でございます。
0:26:34	あと、設置の優先順位の考え方は今おっしゃっていただいた通りで、まず外側に置くこととしておりまして、津波等ですね互助店外に行けないだろうという状況の時にはこの内側に置くというふうに考えてございます。
0:26:47	その理由でございますけれども、やはりですねもともとその敷地境界商品監視区域境界に設置するというのがもともとのその目的に、
0:26:58	照らすと、
0:26:59	必要かなと考えてございまして、12号、
0:27:04	主水路とか3号取水炉のあたりであれば、あらかじめ防潮ての中に置くということは、
0:27:10	考えられなくはないんですけれどもこのZ点付近と示してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:15	何て言うんすかね右下にあるポイントにつきましてはちょっと、
0:27:20	そうですねずっと下左下の方にございますものといましては、少し最初からの内側に置くとすると、周辺監視境界から外れてしまうというところで、
0:27:31	この周辺監視区域境界に置きたい理由といましては原災法の十条とか15条通報の線量率にこれ、こういった線量率を用いるということから、
0:27:41	そういった場合は支援監視区域境界に設置するのが適正というふうに考えておりました、
0:27:47	その意味でその側を重視しているというところでございます。
0:27:58	規制庁秋元です。そうすると、ここの想定なんですけど、
0:28:04	津波って、繰り返し来ることも、
0:28:08	判断、すいません津波は繰り返し来ることも考えるじゃないですか。
0:28:15	それを踏まえうると、今いけると。
0:28:20	いう状況で、起きましたってなって、
0:28:25	そのあとに繰り返し来るものに対して、
0:28:30	流されちゃうじゃないですか。
0:28:32	そこはどう考えたらいいんですか。
0:28:37	はい。北海道電力の鍋田です。衛藤。津波につきましてはおそらく津波起因でそのS Eになるような事象でこれから奥戸っていう時にはそういった場所には、やはり置かずに、初めから防潮店の中に置くのかなと考えてございますけれども、
0:28:52	全く津波が関係ないような事象でS Eとかになった場合には、
0:28:56	そちらじゃなくて傍聴の方に、外側の方においた方がいいというふうに考えておりましたこのような優先順位となっております。
0:29:08	規制庁秋本層あれですか。金委員が、津波以外の場合そのあとの津波ってあんまり考えないってということなんですか。
0:29:21	他でく芝田です。はい。はい。やはりS A、
0:29:26	独立に政治所を重ね合わせるっていうのは、とても厳しい想定ですんでまず、S Eになった時に全く津波の兆候ないような場合は、外に置くってのは自然な考え方かなと松波。
0:29:39	怒ってる時にわざわざそんな危険なところにアクセスしておくっていうことはここはしないってのは先ほど述べた。
0:29:46	述べた通りかなというふうに考えてございます。
0:29:54	規制庁秋本ですちなみにあれですか、予備って何個あるんでしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:00	はい。北海道電力の鍋田です。
0:30:03	ともに、予備の数といたしましては、基本的に1台なんですけれども、ただ大体のコストステーションがすべて壊れるわけでは使えなくなるわけではないと思いますので、その代替として生き残ってる数分は
0:30:17	衛藤SEごめんなさい、SA時には使用できると考えてございます。以上です。
0:30:31	規制庁アキモト今の後段の説明は、数的には幾つのお話をしてるってことですか。
0:30:37	それ据えつける話をしているのか、予備として保管場所にはあるのかがちょっと今よくわかんなくなっちゃったんですけど。
0:30:47	はい。北海道電力鍋田です。説明が紛らわしくなり申し訳ございません。
0:30:51	衛藤。予備としましては、1台がありまして、合計では13台ございます。はい。以上です。
0:31:09	名前ですけど、
0:31:10	今ちょっと周辺監視区域境界にちょっとこだわられてたんでちょっとあれなんですけど、もともと
0:31:19	モニタリングポスト等の
0:31:22	定置式ののもの
0:31:24	多分これ海側って人が住まないからあんまり
0:31:27	もともとなんです、そういう重視されてないから、置いてないんだと思うんですけど。
0:31:33	SAの時も基本的にはその
0:31:36	正の2、人が進まないところってあんまり
0:31:41	そういうその瞬間職員こだわる非必然性が減ってきて、むしろ風向が、サイドから見た風向がどちらかっていう確認とか、
0:31:53	あと影響カソースタームの影響量っていう確認が10、14だと思うんですよね。そういう観点からいくと、必ずしも何て言うんすかね周辺監視区域境界に置くっていう必然性が、
0:32:05	少し減るんじゃないかと思うんですよね。それで津波の影響とかなんつうかね車へ
0:32:12	膨張平均の遮へいっていう観点から見たときに、
0:32:16	別に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:17	そういうSEとかそういう判断、判断がその周辺が支給区域の境界で取れとか何とかっていう考え方はあるかもしれないんですけども内側にすると、
0:32:29	測定量自体は精度も上がるし、高い側に出るし、
0:32:34	トータルとしては何ていうんすかね、別に内側においても、
0:32:39	大きな支障はないのかなとちょっと思うんですけどね
0:32:42	周辺農地区域境界にどうしてもこだわるっていうところ。
0:32:45	んが、そこまで強くっていうところは、何。
0:32:50	ちょっと私は
0:32:54	そこまでこだわる必要があるのかなっていうのはちょっと個人的な感想なんですけども。
0:33:03	はい。はい。北海道電力の鍋田です。
0:33:05	今おっしゃっていただいたこと、その通りかなとは思ってはございますけれども、一応当社といたしましてはですね原災法の方で周辺監視区域で測定してっていうふうに書いてあることも重視しまして、
0:33:18	まず置けるときはそこに置くべきであろうというふうに考えて、
0:33:22	優先順位を決めた上でこういった設置とさせていただいております。あとは確かに近くに置くことで高めに出るんで安全側だという議論もあるとはございましてけれども、
0:33:33	いたずらに近いところにおいて本来Gでもない事象のときに辞意を宣言するというのが、
0:33:41	良いのかというところもございましてええと、先ほど申しました通り津波等、影響がない状態であれば、できるだけ外側に置くというのをまず1本に考えてございます。
0:33:54	規制庁長井ですけど
0:33:58	この一つ資料を私全部読んだわけじゃないんですけど、一応直接、直接線とかの影響自体がその膨張ての影響で
0:34:08	かなり見る角度で
0:34:12	ちょっと差異がどうしても下げられちゃうんで、できればその内側にあった方が最初の
0:34:20	炉心が損傷した状態の時の制度としては、内側の方は、基本的にはいいと思うんですよね。
0:34:26	だからその、
0:34:28	もともと海海が何て言うかね、距離の補正をして
0:34:33	話も原災法ってどう書いてあるかわかんないんですけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:40	その周辺監視区域の距離のところでは補正ができるのであれば、別にその現実的な方法として
0:34:47	内側に置くってこと自体は、
0:34:50	読めないんですかね
0:34:53	内側ではかってその距離は、周辺監視区域の距離を編んで補正すれば、その
0:35:00	周辺監視区域キーの地点でのその距離の、
0:35:03	補正をした値として
0:35:07	十分読めるんじゃないかと思うんですけどその辺はいかがなもんなんでしょう。
0:35:15	はい。北海道電力の鍋田です。
0:35:18	衛藤水井の方の方ではですね単純に監視区域の境界付近で5マイクロだったかと思うんですけどもそういった線量率で規定がされておまして、
0:35:28	そこから何か補正をするというようなことは、
0:35:31	どこの会社でもやられていない状態でございます。
0:35:38	北海道電力芝田です今永瀬さんがおっしゃったのは、線量のモニタリングポスト内側ではかったときに、その線量から周辺監視区域境界での線量推定できるんじゃないかというふうなご指摘だったかと思うんですけども、
0:35:52	なかなかやはり実際事故が起こってる時に、直接戦闘クラウド線量を切り分けて、
0:35:59	直接線を切りと。
0:36:02	取り出した上で、それを周辺監視区域距離までやり直すっていうのはなかなか困難な作業かなというふうに考えてございます。またおっしゃられてることを、非常に我々としても、
0:36:13	その通りだと思って、わざわざ外に置かなくてもいいじゃないかっていうところは、リスクを冒してまでっていうところはその通りだと思うんで津波等で
0:36:27	そのリスクがあるときにわざわざの作業に危険にさらして海側っていうことはしないっていうのがまさにその考えで内側のところに置くっていうふうな考えかなというのと一方で原災法等でできる時は、
0:36:40	外側に置きますよというふうなところとの兼ね合いであんまりそのおっしゃってることと話してるようなことをしてるつもりはないんですけどちょっとうまく説明できなくて申し訳ないです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:53	規制庁の話おっしゃってることは私もよく理解はしてるつもりなんで、あんまりこだわるつもりはないんで、とりあえず多分、津波が起こった時の想定が、
0:37:05	蓋然性が高いときはもう内側だっていうのはそれは鉄則だと思うんで、そこは必ず守るっていうことであれば、折り合いがつかないと思います。
0:37:18	規制庁秋本です。ちなみにちょっと私もその分膨張ての加来阿南ですかね防潮庭で角度のお話をするのであれば、あの中に置いた方がもちろん、その話をしなくて済むんで、
0:37:31	いいかなっていう気もしないでも、そっちのメリットはあるかなとは思ったんですけどちなみにこの
0:37:38	周辺監視区域って、
0:37:41	あれですか、この図に、
0:37:44	示すことって可能なんですか。
0:37:51	はい、北海道電力の鍋田でございます。
0:37:54	ただいま提出している資料でそういった資料ございませんので、次回そういった情報も踏まえて、含めて作成するようにさせていただきます。以上です。
0:38:05	規制庁脇本ですもし重ねられるんだったら、重ねていただいた方が、
0:38:11	理解は進むかなとは思いますが、あまり、
0:38:17	何かすんマスキングになっちゃうとかだったら、積極的にマスキングする必要ないので、そこはちょっと検討。
0:38:28	検討いただいたほうがいいかなと思います。はい。周辺監視区域は被ばくの観点から定められた区域ですんでPPと直接関係はしないものの、
0:38:40	フェンス等の絡みもございましてちょっとそこは持ち帰った上で書けるかどうかを判断させていただいた上で反映させていただきたいと思います。
0:38:49	規制庁秋本です。あまりマスキングになっちゃうんだったらそれ別に求めませんので、はい。
0:38:54	はい、芝田です。了解いたしました。
0:39:17	規制庁大塚です。海側の可搬型モニタリングポストについて、
0:39:22	外側に負荷中側に置くかっていう話なんですけど、
0:39:28	外に置か中に置くかの判断基準や、
0:39:31	いつ誰がそれを判断するかっていうのは、明確な何か手順等が定まっているんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:46	はい、北海道電力鍋田です。
0:39:48	衛藤。
0:39:50	そういった事象、手順等にですね反映の方できてございませんでしたので、技術的能力の手順の方に反映するようにいたします。規制庁大塚です。承知しました。
0:41:04	規制庁秋本です。あとアクセスルートの話って何かここで、
0:41:10	60条で出てこなかったでしょうか。すみませんちょっと見、
0:41:15	はい、北海道電力鍋田です。
0:41:17	アクセスルート図がですね補足の72。
0:41:28	少々お待ちください。
0:41:49	規制庁の木本で60-13ページですね。
0:41:58	で、ここもちょっと考え方を、
0:42:03	説明して欲しいんですけど2パラメーで、可搬型モニタリングポストは、
0:42:10	屋内及び屋外のアクセスルートを通行椎野このアクセスルートって、
0:42:17	サブルートじゃないですよ。これアクセスルートなんですよ。はい。北海道電力の鍋田でございます。ここで言って落ルートというのは、メインのアクセスルートでございまして、防潮の内側と、
0:42:30	置けない場合に、先ほどのアクセスルート図ですね、
0:42:35	すみません、補足の72ページでございます。
0:42:45	はい。補足72ページアクセスルートを示してございますが、こちら青線、濃い青線がアクセスルートとなっております、各モニタリングポスト、すべて
0:42:56	大体そこに置けない場合にはそのアクセスルート上に置くということで整理してございます。
0:43:02	規制庁秋本ですからそうすると、何ていうんでしょう
0:43:07	ゆ、優先順位は別に辞書がさっき言ったって別にいい予定はなっているので、別に問題はなくて、だから、
0:43:16	ここでわーを食う外のアクセスルートを通行し持っていけるよっていうことを宣言してるから、青のところに載っているもので、
0:43:27	がまっせいというか、が基準適合っていう理解で、
0:43:33	考えられているってことでいいんですか。
0:43:36	はい。北海道電力鍋田ですはい、おっしゃる通りです。
0:43:39	規制庁アキモトでそうするとあれですかこれ点。
0:43:43	町の図とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:45	もうこれが、
0:43:47	乗ってきますか。
0:43:52	北海道電力の鍋田です。
0:43:55	現状の図ではですねあくまで代替ということでメインのポストのところに おきますという資料になってございましたので、そこまでは含めてご ざいませんでした。
0:44:07	規制庁アキモトでそうするとやっぱ、その 60 の 13 ページの線源等、
0:44:15	あわせて考える等、
0:44:19	申請的にわあ、どうあるべきかっていうのは、
0:44:25	検討しといていただいた方がいいかなと。
0:44:29	思いますとである 1000 港湾、
0:44:34	私もちょっと先行は少し見たつもりではいるんですけど、これってやっ ぱまとめ資料だけの、
0:44:40	話になっているん。
0:44:43	ですかね、センコー、
0:44:47	はい北海道電力の鍋田です。
0:44:49	衛藤センコーさんもその添付 8 の資料としましては今、当社のまとめ資 料の比較表で載せている通りでしてアクセスルートに行けない場合の図 はございません。
0:45:00	以上です。
0:45:04	規制庁秋本ですそれが、この 60-13 のその線源どう。
0:45:09	絡みでどう考えるかっていうのは、ちょっとすぐ北海道電力の方で整理 をしておいていただければと思います。
0:45:20	はい。今ご指摘いただいたことを整理してご回答いたします。以上で す。
0:45:56	すいません可搬型モニタリングポスト海側の配置についてはこれ
0:46:02	もともと、包丁ての変更による配置の変更は審査会合で御社が説明す る事項と、
0:46:12	挙げていて資料については、別途、本日じゃなくて、別途ご説明いただ くと、ただし、本日資料の中にあつたんで、少し事実確認をさせていた だいたとそういうまず理解でよろしいですか。
0:46:26	はい。北海道電力の鍋田です。ちょっと本日デービーの宮本さん不在と いうことで、パワーポイントの説明は割愛させていただいておりますが そのご認識で結構です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:37	わかりましたじゃパワーポイントの時に改めてちょっと確認させていただくんですが、
0:46:43	ちょっとこれ
0:46:48	会合で、その論点になる可能性もあるのでちょっとあの時、江藤先ほどのやりとりを踏まえてですね、よく考え方を、
0:46:56	説明できるように準備していただきたいんですけども。
0:47:01	まず原災法の、
0:47:04	絡みがあるという話があったので、
0:47:07	その考え方がまず、ちゃんと前提として共通理解になるように、
0:47:15	そこは
0:47:17	何ていうんすかね。考え方を示していただいた上で、その前提で議論できるようにお願いしたいと思って、
0:47:26	そのときに、もともと原災法十条 15 条っていうのは、
0:47:33	1F 事故の前からあって周辺監視区域境界で 5m S v っていうのもあったので、それに加えて、
0:47:43	新規制基準で、
0:47:45	S A を規制として考えるということ。
0:47:49	なので、おっしゃってる、
0:47:52	周辺監視区域境界の 5m S v っていうのが、
0:47:57	何て言うんすかね。どの段階のレベルで考えたことをおっしゃってるのか。
0:48:04	ちょっとその辺りがよくわからないのでそこはちゃんと、
0:48:08	整理して説明をしていただく必要があるかなと思うんですけどまずこの点いかがでしょうか。
0:48:18	小谷芝田ですまず、我々として
0:48:22	中 5 節、
0:48:24	お作法も考えて周辺に置くっていうふうな考えをまず書いたもので明らかにするっていうふうなのをちょっと改めたいと思います。あともう一つご指摘の、どの、
0:48:34	どの辺りでこう、そうなったのかって言うのはその規定。
0:48:39	規制として規定化された。
0:48:41	時系列というふうな観点でどの段階でっていうふうなご指摘かどうかっていうあたりを確認させていただきたいんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:52	いや、いや、ちょっとやりとりの中で少し何ていうんすか、どの程度論点化するかどうかをまず確認する上で事実確認として御社の考えをきちんと我々も把握する必要があるんですけども、
0:49:06	原災法十条の周辺監視区域のっておっしゃってるのは、
0:49:12	ちょっと今日のやりとりでもあんまりはっきりしなくてそれが
0:49:16	御社の優先順位として、
0:49:20	ちょっと高いって言った時に、
0:49:24	それは当然実行前も同じ状況であったと。
0:49:29	いうことなんだけれども、それが、
0:49:32	S A規制を考え、考えた上での、
0:49:36	今の状態でさらにそこ、そこが優先順位を、
0:49:41	高めてというか御社としてこだわった上で、
0:49:45	海側に2、3ヶ所配置するっていうふうに聞こえるんだけど、それはちゃんと、そうであれば、
0:49:54	その考えがちゃんと
0:49:57	わかるように、
0:49:58	説明していただきたいということなんですけれども。
0:50:03	今ご質問された趣旨理解しました。
0:50:07	もともと原災法があった上でS Aの要求がきた中で我々としてこの判断をどの、どういった経緯で、
0:50:16	S Eが導入された以降も、その種、
0:50:19	周辺監視区域っていうふうな判断をし続けるっていう辺りの考え方を整理させていただいて説明できるように次回を準備させていただきたいと思います。
0:50:30	当然いろんな要素があって原災法十条もそうだし、
0:50:34	車で、短時間にお置きに行けるっていうのもそうだし、
0:50:39	或いは、ちゃんと全方位、周辺監視境界にできるだけ、
0:50:46	ずらさない形で配置するっていうのも昔幾つか考え方があると思うんですけど、その中の一つとして、原災法十条の周辺監視区域っておっしゃったので、
0:50:56	多分今、
0:50:57	そういう口頭でおっしゃってるだけなので、そこは、
0:51:00	ちゃんと御社の考え方がわかって前提として、
0:51:05	議論できる状態にさせていただきたいというのが趣旨です。あとは、
0:51:12	やはりそうですね事故、事故前の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:17	原災法十条、
0:51:20	そのあと1F事故起きて実際に津波で、
0:51:26	かなり
0:51:29	サイトに、津波が吉尾節といった時に性を考えた時、特に我が国の自然現象に対する厳しさを考えたときに、
0:51:39	衛藤。
0:51:40	ちょっとどういう考え方で、
0:51:44	どうせどういう優先順位で海側において、内側に置いてというのは、
0:51:49	ちょっと考え方がわかるようにしていただければと思います。
0:51:54	それと、
0:51:56	あとは、
0:52:01	あとちょっと1.17の方に、
0:52:05	むしろなっちゃうんですけども、
0:52:10	今の、
0:52:13	海側の要素の一つとしてSA時も海側をちゃんとカバーして測定したいみたいな話を多分おっしゃってたと思うんですけども、
0:52:26	SEになったときですね、海側もちゃんと測りたいという話をおっしゃってたんですけども、
0:52:33	一応基準の要求としては、1.17の、
0:52:37	比較表でいうと4ページですかね、ちょっと見ていただいて、
0:52:50	1.14ページの一番上の箱の中ですけど、
0:52:55	片括弧Aのところで重大事故等が発生した場合でもということで、
0:53:01	工場等及びその周辺で括弧工場等の周辺監視区域を含むっていうのを、もともと、
0:53:08	要求事項として、
0:53:10	あるわけですけども、
0:53:13	これ、これとの関係で、
0:53:16	今の海側3ヶ所っていうのは、
0:53:19	先行と比べて、
0:53:21	ちょっとどういう整理をされてるのか。
0:53:25	ちょっとご説明いただけますか。
0:53:32	北海道電力の鍋田です。
0:53:34	今、技術的能力1.17-4ページ片括弧エのところですけども、工場等の周辺海域を含むというところでした、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:45	こちらはですねどちらかと言いますと小型船舶等を用いて海に出ていって資料取って測ったりですとか、
0:53:53	あとは取水口付近等で放射性物質をとってわかるようなことを、
0:54:02	規定したものと認識してございます。
0:54:07	それでさっき原災法十条とか、
0:54:12	海側に可搬型ポスト3台とかあったんで、ちょっとこれもう、何て言うんすかね。整理が必要なんですけれども、
0:54:21	1.17の11ページにですね、
0:54:28	とか、(2)の
0:54:31	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定っていうのは、ここに4行目ぐらいに原災法十条の特定事象が発生した場合とあって、
0:54:42	モニタリングポストが設置されてない以外に可搬型モニタリングポスト3台を設置しと。
0:54:48	いうふうに書かれていて、
0:54:51	先行で言うと女川2号が同じようなことに対して、
0:54:56	2台、
0:54:58	設置と書いてある。
0:54:59	多分これ、
0:55:02	タイムチャートがあって、
0:55:04	何人でな、何分っていうのがあると思うんですけど、この辺りとの関係をちょっと整理したいんですけどもタイムチャート含めて、
0:55:14	ちょっと先行との違いも、
0:55:17	含め、ちょっと事実関係をさせていただきたいんですけど。
0:55:25	少々お待ちください。
0:56:15	北海道電力山田です。今、
0:56:19	確認ありました、海側ワ一のモニタリングポストの設置なんですけども、センコーとの違いはないというふうに考えております。
0:56:29	以上です。
0:56:43	北海道電力山田です。タイムチャートのほうでいきますと1.17-41ページ、比較表ですね。
0:56:50	こちらでご説明しますと、
0:56:55	泊の方でいくと第1.17-3図、こちらが考えたモニタリングポストの設置測定のタイムチャートになります。
0:57:04	こちらは代替測定になってまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:09	もう一つの方が、
0:57:14	次のページですね、1.17の42ページ。
0:57:19	こちらが第1-171.17-5図ですね、こちらが海側の、
0:57:27	金田モニタリングポストのタイムチャートになってございます。
0:57:31	当社の場合は、緊急時対策所への設置も含めてのタイムチャートになってございまして、
0:57:38	一応110分で海側3ヶ所までの設置が完了するというタイムチャートにさせていただきます。
0:57:48	女川の方に行きますと、女川の方は同じ。
0:57:53	1.17の42ページの上の方に、第1.17-1の図。
0:58:00	こちらが海側の設置のチャートタイムチャートになってます。
0:58:05	女川の方は、地点数が少ないというのもありますけども、
0:58:11	設置まで測定状態開始になるまで、一応90分と。
0:58:16	いう形になってございます。
0:58:19	以上でございます。
0:58:24	規制庁の天田です。すいませんちょっと、ちょっと資料十分読み込めてないんですけど
0:58:31	あれですかね、41ページの方の、
0:58:35	この代替測定とおっしゃった1.17.3図、
0:58:41	等、
0:58:42	42ページの1.17.55つの。
0:58:47	父が伊井は何でしたっけという違いを教えてくださいたいのと、
0:58:52	あと女川との違いでは、泊は、
0:58:55	緊急時対策所も、
0:58:58	含むというようなことをおっしゃったんですけど、もう一度すみません、
0:59:03	衛藤さっきのあれですね。
0:59:06	要求事項との間関係も含めて、ちょっと確認させていただきたいんですけど。
0:59:18	北海道電力まで少々お待ちください。
0:59:47	藤堂電力山田です。先ほどまず最初にありました、41ページの方の、
0:59:57	17-3図と、42ページの1.17-5図の違いですけども、
1:00:04	まず、1.17-3図の方41ページの方はですね、戸田以外のモニタリングポスト、既設のモニタリングポストステーションの
1:00:14	測定ができない場合に代替測定を行う。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:19	場合のタイムチャートになってます。泊の場合は全部で8局舎ありますので、8局舎全部駄目になった場合のタイムチャートとして、
1:00:29	記載させていただいております。
1:00:31	4、1.17-42 図の方の
1:00:38	1.1の42ページの第1.17-5 図の方ですね、代替測定以外でモニタリングポストを設置する場所ということで、
1:00:49	泊の場合は海側の3ヶ所、あと緊急時対象九条付近、1台置く、この全4局を置きに行く場合のタイムチャートとして記載しております。
1:01:04	ございます。はい。規制庁の森沢わかりましただから、41ページは、わかりやすく言うとだから陸側のあれですよ。41ページの図の陸側の黒いところ。
1:01:15	常設のモニタリングポストが、
1:01:18	機能喪失した場合の代替のということで、
1:01:23	可搬型モニタリングポストを置くって話なので、今議論してる海側については、42ページの、
1:01:30	1.17.5 図の、
1:01:33	このあれですか、
1:01:35	110分で二名で、
1:01:38	海側3ヶ所に設置するという、
1:01:42	ことで、それは女川では、
1:01:45	二名で90分となっておりますと。
1:01:48	ということ、そういうことでよろしいですか。
1:01:52	電力山田です。そのご認識で問題ないと思います。
1:01:56	はい。それで、先ほど要求事項との関係をちょっと説明いたしたいと申し上げたんですけどさ、さっき海側のサンプリング、
1:02:07	サンプルを採取してとかっていう話ありましたけど、
1:02:18	ここの、ここの1.17.5 通の
1:02:23	ところは、
1:02:26	要求事項との関係ではど、
1:02:29	どう、どう整理されてるのかも、もう一度ちょっと確認させていただきますか。
1:02:39	はい。北海道電力の芝田です。先ほど要求事項とおっしゃられたのは
1:02:46	海域の話かと思えますんでその辺りの
1:02:52	サンプリングについての実現可能性を技術的能力資料を用いて説明させていただきたいと思います。ちょっと準備させていただき、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:29	ちょっと、ちょっと今日時間がないあれですけどいや、さっきおっしゃったのはちょっとこちらの要求事項とかこのフロー、タイムチャートとは別の
1:03:40	別の話として、従来、
1:03:43	もともと事故前から
1:03:46	原災法受理中周辺監視区域ってのがあって海側をカバーしたいみたいな話が、
1:03:53	あって説明されたんですけど、別途新規規制基準の要求として、
1:03:58	海側も原災法十条なんだったら、
1:04:01	この3台を、
1:04:03	を設置するって言ってるのもあって、その辺り全体どうす、考え方を整理された上で、
1:04:11	今の対策が最適にされたのかってちょっとその辺の考え方がちゃんと我々も理解した上でちょっと議論したいなということ。
1:04:19	だったので、ちょっとそのあたり、
1:04:22	次回でも結構ですので確認させていただければということです。
1:04:26	わかりました。要求事項原災法のほかに、S A要求もあってまた津波もあってそれらの要求と我々の判断の兼ね合いについて我々の考えが明らかになるような資料を準備してご説明したいと思います。
1:04:39	はい。
1:04:40	私から以上です。
1:04:45	規制庁秋本です。今の絡みは、主周辺監視区域の話をするときに説明できるのかなとは思っていますので、ご検討いただければと思います。
1:04:57	あとちょっと今のページを見てちょっと事実確認だけなんですけど、1.17の50はちいで確認したか。
1:05:07	したのか。
1:05:10	森報のさっき口頭だったと思うんですけど傍聴での外に置いてるのは泊だけっていう認識なのか、ちょっと多い見てたら、
1:05:23	少し、
1:05:25	なんて、浸水域なのかどうかちょっとよくわかんないんですけど、そって何か、他社の状況って見えますか。
1:05:35	はい。北海道電力の鍋田です。
1:05:38	衛藤センコーさんの審査の中で、そういった膨張での外に置くことへの影響について議論がされていないということだけはわかっているんです

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	けれども、改めてその高さですね設置する場所の高さとかも含めてその防潮店外にあるものが、
1:05:53	今回の我々と似たような状況のものが、センコーさんであるかどうかというのはちょっと調べ切れていない状況でございます。
1:06:00	規制庁秋本ですそこもわかったら、また次回ちょっと説明してもらってもいいですか。
1:06:08	はい。センコーさんの状況を調べてご説明できるようにしたいと思います以上です。
1:06:15	規制庁秋本です今の絡みは、よろしいとりあえずよろしいですかでまた何かあれば、また戻っていただいても構いませんし、資料で多分出てくるので、
1:06:26	いつも話になっちゃうかもしれないですけど、はい。
1:06:29	それではちょっと戻りまして 60 条からやってたので 60 条の資料を、
1:06:35	IV、
1:06:36	ちょっと時間の限りになるかもしれないですけど確認していきたいと思っています引き続きですね、取りまとめた資料の 2、まだ 1 ページしか
1:06:49	2 ページ G で確認ワー
1:06:55	1 個目は、日付回答していただいたんで、理解しましたので、
1:07:01	2 個目の
1:07:06	サーベイメーターの件は、
1:07:09	これは理解としてはだから島根も泊と一緒に整理をしますよっていうことを言いたっていう理解でいいですかね。
1:07:19	はい。北海道電力の鍋田です。はい、ご認識の通りで、島根さんはちょっと β 線の方は α 線と β 線を兼用にはなってますけれども、はい二つ使うという観点で同じでございます。
1:07:32	規制庁秋本ですわかりました。取りまとめた資料の 3 ページのところなんですけど、これはちょっと聞いておきたかったのは泊のところナンバーワンですけど、
1:07:45	モニタリングボツ外、逆にしてるのは何かポリシーがあったりするんですか。多いと。
1:07:51	何 1000 候補んとさ。
1:07:55	他の P はこうですか、なんかそういうポリシーがあったりそうですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:02	はい。北海道電力の鍋田です。当社といたしましては、過去の申請からこのようにしていたのでこうしてございますけれども、特に入れ替わって問題はございませんので、今回センコーさんに合わせて見直そうかと考えてございます。
1:08:17	みなオサートごめんなさい、見直す。
1:08:25	特に入れ替えても問題はございませんけれどもあくまで説明書の相違とさせていただきます。
1:08:42	すいません北海道電力鍋田です当社といたしましてはこのまま変えない方向で整理させていただければと思いますすいません。以上です。
1:08:50	規制庁秋本です記載だけなので、おそらく、何ていうんすか、別にどっちでも。
1:08:56	いいかなとは思いますが、説明の面倒くさいって言ったら営業っていう作戦だって、もちろんあるので、お任せをもちろんしますと。
1:09:06	で、それで豊ナンバー4、4番ですけど、4番は
1:09:13	これはただ単純に、これ読んでみた、読んでみたんすけど名称だけって有利か
1:09:22	でいいんですかね表、表現の相違っていうか、名称が違うよってだけですかね。
1:09:28	はい。北海道電力の鍋田です。当社といたしましてはここに記載してございます通りもともと放射能測定装置っていうものと、電離箱サーベイメーターという形でちょっと分けて説明書としてございましたけれども、
1:09:41	翁長さんの方は、可搬型放射線計測装置ということで、
1:09:46	放射能も放射線も含めてここに入れてございますが当社としましては、もともと放射能測定装置というふうに設備をくくってございましたので電離箱サーベイメーターは、
1:09:58	放射線、
1:09:59	はかるものですのでちょっとこっちは一緒にできないということで、
1:10:03	国がちょっと違うという状況でございます。
1:10:08	北海道電気芝田です今鍋田の申しした通り、ていうものとしては、
1:10:13	同じですというふうな答え、お答えになるかなというふうに、
1:10:17	規制庁秋本です。答えが欲しかっただけなんすものとしては別に一緒ですと。はい、わかりました。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:26	名称だけということで理解しましたので、60-1 ページなのですが、もし関連あったら止めてもらっても全然大丈夫ですので、はい。60-1 ページは、
1:10:40	すいません、ここは、
1:10:43	鳥栖市 2344 行目の使用済み燃料ピットから始まる場所は、
1:10:49	設置スルーは保管するにしているのは、
1:10:53	半田からっていう井戸でしたっけ。
1:10:57	はい。北海道電力鍋田です背弧の時期の通りです。
1:11:14	規制庁の木本です。60-2 ページで、
1:11:20	藤さんパラメという鎌田から始まる場所なんですけど、
1:11:24	ここワー
1:11:26	もし分析をされてたらなんですけど女川って緊対所建屋屋上。
1:11:34	で書いてあって、
1:11:36	泊は付近って書いてあるんですけど、そこは
1:11:40	何かあれですか奥城野。
1:11:44	利点みたいなのが、
1:11:46	あるかを流しているのがちょっとよくわかんないんですけど、付近としても、同等だっていう整理をしているっていう理解でいいですかね。何か違いがあるのかちょっとよくわからなかったんですけど
1:11:58	はい。北海道電力の鍋田です。
1:12:00	当社の場合はですね屋上に上っていけるようなちょっと建屋の構造ではないというのもございまして屋上に置けないんですけども、あの付近に置くことでは江藤 C v ですね、格納容器が見通せるような位置に置くことによって
1:12:16	要求としては同じように機能するというふうに考えてございます。以上です。
1:12:22	規制庁秋本です。じゃあ、
1:12:25	見渡せるようなところにはあるってということなんです。また課題だからって感じなんです。
1:12:36	はい。北海道電力の鍋田です。
1:12:40	そうですね高台と申していいのかわかりませんが緊対所の場所から C v 見渡せるようになってございます。
1:12:53	規制庁アキモトですわかりました。
1:13:13	規制庁脇本です。60-13 ページは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:22	操作性の確保のところ、不相違理由のところを見て女川実績の反映って書いて、青字のところですけど、これは、
1:13:34	ちょっと何か何でしょう。単純に女川書いてないけど何か誰あれって思っただけなんですけどまだ中身をしっかり読んだわけじゃないんですけど、何かあれですかこの青字の一番最初のところの青字は、
1:13:46	女川実績の反映になるってことなんですか。
1:13:50	北海道電力鍋田です。江藤少し紛らわしいんですけども片括弧大井がついたものが実績の反映というのは、その左を見ていただくと、大井がですね、一行操作性の確保っていう章立てをしてございますけれども、
1:14:03	それは当社は衛藤女川さんに合わせて、
1:14:07	8.3. 2.2. 5というこのページの一番上のところで、操作性の確保の章を設けて、
1:14:14	大井さんは、そのところをですね一番見ていただくと試験検査と操作性一緒にしてあって（1）操作性というふうに育てがなっているんですけども、当社は女川に合わせてということ、これが実績の反映としてございまして、
1:14:28	その創造性の青字の中身の部分につきましては女川も、大井も書いてませんのでちょっと、
1:14:38	書き方括弧の会社は書いてませんけれども記載方針の相違ということで説明してございます。
1:14:46	規制庁規制庁アキモトですわかりました同じページのところの、
1:14:53	3パラメーの、備考を見てて衛星アンテナ等、
1:14:59	と。
1:15:01	あって、
1:15:03	衛星アンテナとかあとほかにも何かあるんですかなど、
1:15:09	と北海道電力の鍋田です。
1:15:12	ちょっと図を探しますので少々お待ちください。
1:15:42	衛藤すみませんちょっと時間も押しておりますので口頭で紹介させていただきますと。
1:15:49	加賀田貴翔。
1:15:52	のお話になってくるんですけども神崎将晃。
1:15:56	アンテナもございますし、その各組織ですねその風速後附属系とかそういうものから、全部の情報を集約するような大きい箱がございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:06	そういったもの等も含めるといろいろあるということで等をつけさせていただきます。
1:16:18	規制庁秋本ですん等って、結構、
1:16:23	ちょっと注意してというか書けるんだったら書いて、
1:16:27	もらうことなのかなとは思いつつ、等で整理したいっていうんだったら等でもいいけどっていうところではあったので、もし、
1:16:37	備考、そういう理由の方は書けるんだったらちょっと書いといてもらえると、理解が進むかなと思うので、
1:16:46	はい。
1:16:47	はい、郡司力の鍋田です承知いたしました。差異理由のところをしっかり列記するようにしたいと。
1:16:53	思います。以上です。
1:16:57	規制庁秋本です。それと、
1:17:06	60-15 ページですね。
1:17:11	60-15 ページは、
1:17:19	可搬型モニタリングポストのところなんですけど、
1:17:28	そっかそっか。
1:17:33	半導体検出器。
1:17:35	ていうのが出てきてて、
1:17:42	これはあれですかすいません前に出てくるものではないっていういいかい。そっか、可搬型モニタリングポストっていう設備名称で書いてるから、
1:17:53	前に登場してこなくても大丈夫っていうことですかね。
1:17:58	はい。北海道電力の鍋田です。そうですね。こちらはあくまで看護とモニタリングポストという設備の中の計測器の種類について記載したものでございますので、その前段では出てきてございません。以上です。
1:18:24	はい。
1:18:46	と 60-添付の 12 ページで、
1:18:51	これ、
1:18:53	(5) 番のところ RAW なんですけど保管芭蕉で、
1:18:59	緊急時対策建屋、
1:19:07	そうだな、なんか 11 ページ見てたら、
1:19:12	緊急時対策所と建屋っていうのがあれなんですか。二つあんのか。
1:19:18	はい。
1:19:19	北海道電力鍋田で申し訳ございません。(5) 可搬型気象観測設備の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:24	緊急時対策建屋動きになってございましてこちら緊急時対策所に改めたいと考える。以上です。
1:19:31	規制庁秋本ですわかりました。大きいということですね。はい、わかりました。
1:19:41	規制庁秋本です。
1:19:49	15 ページで、
1:19:53	あ、すみません 60 添付の 15 ページですね。
1:19:58	ここが、
1:20:02	プールせず、
1:20:06	これが何かよくわかんなかったのと、たまには可搬型モニタリングポストの設置にあたりケーブル接続が不要って書いてあって、
1:20:15	あれさっきは何か接続があるんですみたいな話を、頭のところで言ってなかったでしたっけ。
1:20:22	はい。北海道電力の鍋田です。先ほどあの文章で出てきたところは、がん型モニタリングポスト及び可搬型気象設備について記載した文章でして、
1:20:32	江藤ケーブル接続が必要なのは気象のみとなっております。
1:20:42	規制庁秋本ですわかりました。
1:20:52	衛藤 60 の添付 16 なんですけど、
1:20:58	D た移送機能の確認について記載しているってということなんですけど、これはあれですかどっかの者が書いてるから入れてるっていう理解なんですか。
1:21:12	少々お待ちください。
1:21:17	規制庁秋本です。もしわからなければ別にあれなんです。
1:21:21	何か、
1:21:22	どっかと一緒とかの時って、何とかと同様って書いてもらったら、特に質問しなくて済むのでっていうだけの話なので、もしなんか、
1:21:32	わかれば、何とかと同様って書いといていただければそれで、あとで、
1:21:37	見ますので、また後日で大丈夫です。
1:21:41	はい。ありがとうございます。北海道電力鍋田です。すみません、60 の 14 ページの方ではですね、大井さんも記載がございまして、その旨分かるように添付の方にも記載したいと思っております以上です。
1:21:59	規制庁秋元です。60—添付 19 なんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:04	何かあれなんですよね。要は、これ読んで、そう。そういう理由っていうのを、理解しようと思って見てはいるんですけど、一番最後のところの青字ですけど泊は、
1:22:17	サーベイメーターについては、段落を変え記載していると。
1:22:22	書いてあって事実は全然、
1:22:25	多分そういうことなんだと、いうのは物を見ればわかるんで、理由が、
1:22:31	書いてないんの。
1:22:33	何なんでしょう。また聞かなきゃいけないってこのなんて理由書くんじゃないですかって思っちゃうので。
1:22:40	理由を書けてるかどうかっていうのは、見てもらってもいいですかただ単に事実は、そんなの右と左だけの話なんで、わかるんで、理由。
1:22:53	どう書けてるかどうかっていう点で、
1:22:55	もう1回見てもらってもいいですか。
1:23:36	はい。
1:23:38	はい。北海道電力の鍋田です。
1:23:40	はいこちら、採用の方適正化したいと考えます以上です。
1:24:31	規制庁秋元です 60 補足の 24 ページで、
1:24:38	この 60 補足の 24 ページの図ってこれ何のためについているのかちょっとよくわからない。
1:24:48	だったんですけど。
1:24:52	何か、
1:24:53	同じ情報は他でも入ってるのか、何かここ、ここがないといけないのがちょっとよくわからなかったんですけど。
1:25:02	はい。北海道電力の鍋田です。あと保管場所図のですねこちらの図につきましては、一応ですね、DB設備とSA設備が離れた場所にありますよっていうのを明確に示すように、
1:25:14	策定した図となっております。
1:25:21	すいません。引き続き述べたんですけども補足の 68 を見ていただくと、こちらはですね女川さんもこそ、交換場所図として同じような図を整備してございます。
1:25:35	規制庁秋本です。60 のは補足 27 で、
1:25:44	どう、どうす、どう示すべきなのかちょっといまいよくわかってなかったんですけど
1:25:51	ものって、もう一段、何か、
1:25:55	細かく目に書いているけど、泊は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:00	別に何か、
1:26:02	何ていうんでしょう、同じレベルで書く必要はないっていう理解でいいんですかね。
1:26:11	はい。北海道電力の鍋田でございます。
1:26:14	どこ細かい図にするかというのは、確かにおっしゃる通りなんで、
1:26:19	ですけれども、当社といたしましては先ほどと同じですね 60 補足の 66 ページ以降が、女川さんの保管場所図になってまして、
1:26:29	そちらの女川さんの記載レベルに合わせたような、
1:26:33	他も図としてございます。
1:26:36	規制庁アキモトですわかりました。ダーディスクに 60 補足の 29 も女川合わせて、
1:26:44	写真とか載ってないっていう理解でいいんですか。
1:26:51	はい。北海道電力鍋田です。ご認識の通りです。
1:26:59	規制庁アキモトです 60 の補足 33 ページで、
1:27:05	この
1:27:06	アクセスルートの、この黄色いのって、
1:27:12	ちょっと小さくて見えないんですけどこれワー
1:27:17	なんて言ったらいいんですかね。だから黄色のラインっていうのは、
1:27:21	アクセスルート、
1:27:24	とでもなく、
1:27:26	サブルートでもないっていうことなんですか。
1:27:29	北海道電力の鍋田です。はい、ご認識の通りでして、使えるときには使う道というふうに考えておりまして、この整理はですね島根さんと倣って、
1:27:40	本当のアクセスルートというのは、あくまでは王子であってそこに設置する可能性もありますけれども、使えるときにはこの黄色い
1:27:48	運搬のためのルートということで、そちらで使って設置をいたします。
1:27:54	規制庁秋本です。有井摩周。
1:27:58	で 60 補足の 37 ですが、
1:28:03	大体私の見方としては同等なものガスレベルなのかなっていうふうな観点で見てて、
1:28:15	あとはあれですかねこれ電源を眺めると、電源部って癒してるじゃない、矢印あるじゃないですか。
1:28:24	これって一止まりではどこになるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:29	はい、北海道電力の鍋田です。江藤はんがたポストをですね、正面図と書いてある左側の図でご説明しますけれども、一番下にタイヤがついてますけれども、その一つ上のところにですね、同じぐらいの長方形が二つ。
1:28:43	並んでますけれども、こちらがバッテリーの入った入れ物となっております。規制庁秋本です。では、同じように、
1:28:50	矢印入れられるんだったら、示せる。北海道電力鍋田です。こちら、電源部等、記載して、次回提出したいと思います。以上です。
1:29:00	規制庁秋本です。次の 38 ページも、何かあれですよね同等な情報量になっているかっていうところを見て、
1:29:10	いただいた方が、
1:29:13	いいのかなと。
1:29:15	はい。北海道電力鍋田ですいません図が、大体同等という観点しかなくてですね情報をですね、付け加えさせたい、付け加えさせていただきたいと思います以上です。
1:29:28	規制庁脇本です。
1:29:30	それで、
1:29:41	60 補足の 49 ページで、
1:29:46	この小型船舶も、
1:29:49	左オーナーがもう大井もそうですけど、モーターモーターがついて、
1:29:56	ル一家同泊はご希望等っていう理解ですかね。
1:30:03	北海道電力の鍋田です。江藤泊はもう同様にモーターで動くものになってございますので、ちょっとその辺もわかるような図に差し替えさせていただきます。以上です。
1:30:34	規制庁沖本です 60 補足の 58 ページで、これすごく細かいところにはなるんですけど、
1:30:43	女川って濃度の算出が、
1:30:48	要素 3 ダストヨウ素サンプラのところにも書いてあるんですけど、これはあれですか、泊は別に、
1:30:56	算出。
1:30:58	いらないよとかそういうことなんですか。
1:31:04	北海道電力鍋田です。当社といたしましても女川さんと同様な情報量に変更したいと思います。
1:31:32	規制庁秋本です。六条補足の 64 ページですと、
1:31:38	これは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:41	小型船舶の最大積載量っていうのが、
1:31:46	209、300 で、
1:31:50	食い合っ食う。
1:31:52	そういうことか。
1:31:54	大井ワー、麻葉、
1:31:57	入っていて約 300 ぐらいか。
1:32:00	最大積載量、わかりました。ちょっとこれは
1:32:05	先行Pの記載っていう理解ですかね。
1:32:08	最大積載量のところちょっと。うんて思っただけなんですけど。
1:32:14	はい。北海道電力の鍋田です。そうですね現在といたしましては大井さんと同じような記載ぶりとなっているという整理でございます。
1:32:27	規制庁秋本です。あとは、次のページ 65 ページで可搬型気象観測設備のところは、
1:32:36	ですね、どこまでちょっと小数点何ぼまで書くっていうのが、
1:32:41	あるのかどうか、よく
1:32:43	微妙だなと何か工認チックな質問になってるかもしれないですけど、
1:32:52	1 個目、風速計のところも多いもんなんか、小数点
1:32:57	1 桁まで書いてるから、
1:32:59	合わせるんだったら、合わせ込む。
1:33:02	だけかなと思うので、ちょっとよくそこも見といてもらえばいいかなと思うんですけど、いかがですか。
1:33:10	はい。北海道電力の鍋田です。
1:33:13	江藤、ちょっと小数点の考え方につきましては一度持ち帰りまして合わせて問題なければですねセンコーさんに合わせるような記載を心がけたいと思います。以上です。
1:33:46	規制庁の木本で 60 補足の 87 ですと、
1:33:51	87 ページの、
1:33:54	ここは多分確認だけなんですけど、123 シアマ車から 2 パラ目のところで加茂リボの電源は外部バッテリーを交換することによって継続して計測できるっていうことで、
1:34:10	このテンゴウD、
1:34:13	すいません 3.5 で 3.5、
1:34:17	だからそっか。
1:34:19	泊の場合は、1 回交換するだけで 7 日間いけるっていうこと等、
1:34:25	ですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:27	わかりました。大丈夫ですはい。
1:34:52	規制庁秋本です。そっか、これはあれですね。また、
1:34:58	パワポの話になっちゃうかもしれないけど 60 補足の 155 ですね。
1:35:05	ちょっと
1:35:06	今日まとめ資料がついてるのでここで確認をしておきたいのが、
1:35:13	すいません。
1:35:14	60 補足の 155 のところは、第 3 図の考え方なんですけど、
1:35:21	モニタリングポスト 7 に対する、
1:35:24	位置関係ですいませんこれ DB かもしんないですけどここは、
1:35:29	ちょっと教えていただきたいんですが、
1:35:33	この位置にしているのっていうのは、
1:35:37	もう少し離れ、
1:35:39	話すことができるのかちょっとこれが限界なのか、っていうのは何かありますか。
1:35:45	また別途、説明しますとかだったらそれでも全然いいんですけど。
1:35:49	北海道電力の鍋田でございます。衛藤第 3 図でございますけれども、右側の灰色で示していますのが構内の道路になってございまして、
1:36:00	モニタリングの局舎ですとかも含めるとそこに結構ぎりぎり歩道挟んでぎりぎりの橋ぐらいいに立ててございまして、
1:36:08	その結果、形式としてはこの位置にありますというのが赤ポツで示した位置でして、
1:36:14	はい。そういった状況でございます。
1:36:16	規制庁秋本です歩道があるんですね。
1:36:19	なるほど。じゃあ、ちょっと、
1:36:22	歩道、
1:36:24	てもらってもいいのかもしれないですね。
1:36:30	角電器芝田ですちょっとこの作図いろいろ苦戦してまして状況わかるような写真撮るなり何か助教、わかるような補足させていただきたいと思えます。
1:37:04	規制庁の片桐です。60、
1:37:11	2 ページをお願いします。
1:37:17	一番上にポツで一番最初の行なんですけどモニタリングポストまたはモニタリングステーションがっていう記載になって、
1:37:28	これはどっちか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:29	秋野掃除したらやりますっていうところでまたははになってるという理解でよろしいですか。
1:37:39	えっと北海道電力の鍋田です。ご認識の通りでして、モニタリングポストは7台、モニタリングセッション1台ございますので、そのいずれか一つでも、使えなくなった場合には代替でそこに置きに行くということでございます。以上です。
1:37:51	規制庁片桐了解しました。60の補足の87ページをお願いします。
1:38:05	規制庁上出ここだと一番上お呼びになっちゃってるので、
1:38:14	はい、北海道電力の鍋田でございます。
1:38:18	はい。こちらにつきましてはですねえ。
1:38:22	はい小西そうですね、ちょっと記載の方統一図って参りますけれども一応8台配置するということでは来なきやいけないのは全部だっていう意識がもしかしたらあるかもしれませんけれども、少し確認させていただきます。
1:38:34	木嶋ですよろしくをお願いします。次の60-3ページのダストヨウ素サンプラ及びヨウ素測定装置っていうところ、ここは及びで、
1:38:47	という理解でしょうか。
1:38:54	少々お待ちください。
1:38:56	ごめんなさいどちらの。
1:38:58	してきてもう一度お願いします。60-3ページの一番上の行ですね。
1:39:07	はい北海道電力の鍋田です。60-3ページですね。はいこちらはですね、放射能測定装置この代替のものとして用意しているものがですね、
1:39:20	少々お待ちください。
1:39:43	はい。北海道電力中出申し訳ございません。おそらくまとめに修正した方がよりできてるかと思しますので修正のほうを受けて参ります。以上です。経常化技術これも補足60の補足の91位はまたははになってるのでちょっとそこの整合も考えて、
1:40:00	修正いただければと思います。
1:40:03	はい。ご移動電力鍋田です。そのあたり、一律で見直して参りますので、申し訳ございません。
1:40:09	規制庁の鳥居です。ちょっとついでなんですけども、60の補足の90ページの、
1:40:15	下に写真が三つ載ってるんですけど、これなんかもくて聞いが書いてあって、できれば
1:40:23	その設備名称も、この写真のところの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:27	同じ枠でいいんですけど入れていただきたいんですけどいかがでしょうか。
1:40:33	はい。北海道電力の鍋田です。はい。衛藤、説明書の方を記載するようにいたします。以上です。
1:40:49	規制庁の石津です。あとちょっと細かいんですけど60の補足の78ページをお願いします。
1:41:06	ここ上の表があって、
1:41:11	第1.1-1表って書いてんですけど、文章中は第1.1.1表になってるので、合わせておいてください。はい。北海道電力鍋田です。こちら適正化して参ります。以上です。
1:41:24	経常化技術であると、これ最後なんですけど、60の補足の160ページお願いします。
1:41:38	手順の方も同じなんですけど真ん中辺に被ばく線量の評価条件で発災プラントともに、原子力発電所になってるので、
1:41:48	ここは原子力じゃないと思うので、確認しておいてください。はい。北海道電力鍋田です社内の統一の観点から、そのように修正したいと考えます。申し訳ございません。以上です。規制庁角ですよろしく申し上げます。
1:42:11	そしたら、規制庁アキモトです1.17の資料の方に、
1:42:17	行きたいと思います。で、私はもう、少しなので
1:42:25	1.17-41ページです。
1:42:31	で、ちょっと気になったというか、
1:42:36	タイムチャートの
1:42:38	要員の数の、その宣言のところですけど放管班ってあるじゃないですか。
1:42:43	放管分っていうネーミングに、
1:42:46	してるんですか、通称じゃなくて、もう、この放管班っていう反面ですか。
1:42:52	北海道電力鍋田ですこちらにつきましては北海道電力で放管班というのが、正式のほうでございます。はい。以上です。
1:43:09	1.17-44ページです。
1:43:15	で、これが数水中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャートを見て、これの
1:43:25	移動時間っていうのは何分になって、
1:43:30	どっからどこに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:31	行くことを想定した図、タイムチャートになってるのかを教えてください。
1:43:49	北海道電力山田です。
1:43:53	1.17-44 ページの第1-17-10 図、水中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャートの場所ですね、こちらの取水口のA地点での最終、
1:44:07	になりますので、その場所までの移動時間、
1:44:10	そして記載してます。
1:44:11	で、こちらは、
1:44:27	失礼しました。移動時間の方は20分で設定しております。以上です。
1:44:40	失礼しました
1:44:42	多少の認識なんですけども、1.143 ページに第1-17-7 図を記載してますので、
1:44:51	こちらで見ていただきますと、
1:44:54	最終ポイントをですね、
1:44:56	それから緊対所までの移動時間、緊対所から最終ポイントまでの移動時間として設定しております。
1:45:24	規制庁秋本です。
1:45:27	45 ページですね。
1:45:30	次のページで、
1:45:32	女川と泊の、
1:45:35	比較を見てただけなんですけど、これ女川って何か事前打ち合わせを入れて、常に事前打ち合わせを入れているんですけど、それはあれ、泊は、
1:45:45	別にいらんという判断をされたんですか。
1:46:00	北海道電力山田です。藤泊のこのタイムチャートなんですけども、一応、活動開始からのタイムチャートになってますので、この事前打ち合わせ等はこのタイムチャートには入ってないという形になります。
1:46:14	以上です。
1:46:15	規制庁秋本ですそれであれですか最新の審査実績。
1:46:20	知見。
1:46:21	をどうとらえるか。
1:46:24	んなんですけど、
1:46:26	これがー
1:46:28	いらんという整理を、
1:46:32	できるかどうか、なんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:35	今最新の審査実績を取り込んでいきますって言っていた中で、
1:46:42	できるかどうか、だから要はあれなんです女川以外というか島根見ても入ってませんかそういうことが説明できるんだったら、
1:46:51	我々も説明。
1:46:54	受け入れられるかなとは思いますが、これ、何か理由があって抜いているのか、ただ単に見てなかったのかが、今ちょっとよくわかんなくて、
1:47:05	はい、何かありますか。
1:47:08	へえ。
1:47:13	井関芝田です。この時間から開始できるっていうのはそれまでに準備が進んでるっていう、これ、開始時間前の措置かとは思いますが、女川の状況を踏まえて再度、そのあたり、
1:47:24	比較表ではっきり明確にさせていただきたいと思います。
1:47:29	規制庁秋本です補足説明みたいなのは全然いらぬと思うので差異理由で書ければ、書いといたらわかるかなって感じですね。
1:47:39	北海道電力芝田ですかしこまりました。
1:47:43	あと 55 ページですね。すごいちょっともうこの細かい話になっちゃうんですけど、
1:47:50	勤怠上の TP 約 39 メートルっていう記載があって、
1:47:56	逆とかって入れてましたっけ他のやつって。
1:48:01	ちょっと記載がぶれるのはちょっと
1:48:04	嫌だなんて思ってるだけで、TP 約 39 メートルっていう表現を、
1:48:10	泊はしてますっていうんだったら、
1:48:12	胸張って言ってもらえばいいんですけど。
1:48:20	北海道電力鍋田です。おそらく薬というのは多分ここだけちょっとぶれている部分かなと思いますのでちょっと確認させていただいて適正化したいと思います。以上です。
1:48:35	規制庁アキモトです。私から最後で 71 ページで、
1:48:39	71 ページに放出量の話が書いてあるんですけど、この 5.1 っていうのはもう、計算し終わった値っていう理解でいいですか。
1:48:52	北海道電力鍋田です申し訳ございません。一番初めにですね、ご説明するのがちょっと抜けていたんですけどもこちらは約 5.1 B q 辻野。
1:49:02	検討になっておまして、
1:49:03	技術的能力 1.1 まで言うそうですね、次の
1:49:10	そうですね 60 条の方では記載していたんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:14	74 ページの線量率のそ、
1:49:17	評価結果についても、
1:49:20	この 41、141 名というのは少し数字ということであつとまた、
1:49:25	別のタイミングでお示しさせていただきたいと考えてございます。
1:49:48	規制庁の片桐江藤 1.17-12 ページをお願いします。
1:49:57	コース A と B ボツの操作手順のところ D1D 対策本部長は班長 2、指示を するって書いてて、
1:50:07	2 から班員はっていう範囲が出てきて作業するんですけど、
1:50:13	これで、どのタイミングで班長と班員、班長から班員に伝わるんでしょ う。
1:50:26	兼子芝田です。この記載ではその辺り読み取れないんであつと記載の 方を考え直させていただきたいと思います。規制庁加瀬ですよろしくお 願いします。あと次、1.1-13 ページをお願いします。
1:50:39	で、操作の成立性のところで、
1:50:42	結構先行と比較してみると女川で、
1:50:48	台数多いんですけど、
1:50:51	比較的短時間で作業が終わっているような気がするんですけど。
1:50:58	この辺りの理由っていうのは、確認されておりますでしょうか。
1:51:19	北海道電力山田です。泊の方の
1:51:24	作業判断してからの作業時間 180 分ですけども、一応実働を行つてみて この時間内にできるという形で記載させていただいております。
1:51:36	規制庁河井あつと次回でもし何かわかればなんか人も少ないし、内数 も多いのに何か結構、
1:51:44	時間短時間だなという気がただけなので、
1:51:48	あつと間が確認できればお願いします。
1:51:52	あと 1.17-33 ページをお願いします。
1:52:02	泊の③で、可搬型の気象観測設備を車両等に積載して書いてんすけ ど、ここは、
1:52:11	車両以外に何か積載する何か台車とかそういうものを使うというような イメージなんでしょうか。
1:52:39	兵頭電力山田です。こちらの方ですけども一応車両を考えておりまし て、
1:52:45	それ以外は、使う予定はない。
1:52:49	というふうと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:51	規制庁ができたのであればとらないかなと思うんでそこをちょっと確認してください。お願いします。
1:52:59	次後 1.17-57 ページお願いします。
1:53:08	可搬型モニタリングポストの下カラー5行目のところに、3.5日間連続でって書いてんですけど、
1:53:16	ここん以上とか、薬とか何かそういう
1:53:21	のはいらないんでしょうかね。この3.5日って何かスペックっていう意味で書いてるんでしょうか。
1:53:29	北海道電力山田です。こちらの方、
1:53:33	装置の能力として3.5日間、測定可能なものをパッケージとして搭載しております。
1:53:41	規制庁片木さん了解しました。あと1.17-72 ページで、
1:53:47	今回はさっきの資料と同じで、原子力が入ってますので、
1:53:53	そこは取っておいて欲しいのとあと1段ちょっとずれているので、そこも直しておいてください。
1:54:00	北海道電力山田です。ご指摘の箇所を修正したいと思います。
1:54:06	規制庁からいって、あと1.181 ページお願いします。
1:54:14	ちょっと細かいんですけど、電離箱サーベイメーターの図があってその上に1行あるんですけどこれ括弧は1個、閉じられてないので、付け加えてもいいということです。
1:54:28	北海道電力山田です。修正させていただきます。
1:54:39	規制庁鍵さん私この理事長です。
1:54:48	データの流れです
1:54:50	ちょっと今の手順のところ、今日、最初のところで結構議論になった、モニタリングポストの防潮での、
1:55:00	どこに設置するかとかっていう話があるのと、その原災法の話とSA時の対応としてどうなんだとか、あと、
1:55:11	津波とか他の事象を考えた時どうなのかってかなり
1:55:16	ここに入るレベルではないんですけど、実際の
1:55:20	手順書とかね、その判断とか
1:55:23	それ、ちゃんとしたフローチャートがきちんとできてないと、実際の運用すごい。
1:55:29	難しいと思うんですよその辺、だからちょっと皆さんが実際にまだ、
1:55:33	多分作られてないと思うんで、
1:55:35	その辺も十分に配慮してその準備を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:41	していただいた方がいいかなと思います。よろしくお願いします。
1:55:50	電力山田です。今いただいたご意見の方、はい。
1:55:55	十分考慮しながら、資料の方も見直したいと思います。
1:56:01	また北海道の仕事ですね調査役ここに入れろっていう話ではなくて、実際皆さんが、
1:56:08	実際に作業されたり運用されたり、実動作としてやられる時にそういう観点の、何て言うんすかね。わかりやすさとか、作業のしやすさとか、
1:56:20	判断のしやすさっていうのが必要じゃないかという、そういう観点だけどね。
1:56:24	念のためです。はい。北海道電力芝田です。ご指摘の趣旨踏まえて手順作成の際はしっかり使えたものを構築したいと考えてございます。
1:56:37	以上のものです。ちょっとちょっと関連する話なんですけど、
1:56:41	これ 1.17 に限らずなんですけど、
1:56:46	ちょっとまとめ資料の方が見やすいので、
1:56:50	1.17 の、
1:56:57	29 ページにですね。
1:57:00	これちょっと私いつも申し上げるんですけど、第 1.17-1 表というのがあって、ここで下、監視測定について、
1:57:09	全体的にどういう手段が
1:57:14	で対処する設備と体対応する。
1:57:17	手段と設備と手順を、全体まとめてみますと、
1:57:21	今日、多分お話あった。
1:57:24	ところで言うと
1:57:26	まず 29 ページの一番上ですね、分類として放射性物質の濃度及び放射線量の測定の 2 段目ですか。
1:57:36	機能喪失を想定する DB 設備としてモニタリングポストモニタリングステーションがあって、
1:57:43	で、
1:57:43	設備としては浜名他モニタリンポストがありますと、ここがおそらく、
1:57:51	3 台。
1:57:53	3 台二名で 110 分と言ってる話ですと。
1:57:56	一方会場の云々っておっしゃってたのは、30 ページのですね。
1:58:05	一番上の海上モニタリングっていう対応手順だと思うんですよね。
1:58:10	特に SA の事故時に対応できる放管員というのは、当然限りがあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:19	何を優先して
1:58:23	何のパラメータを取る必要があるのかと。
1:58:27	その自然現象の状況も踏まえて判断していく必要があって、
1:58:33	それはですね従来、
1:58:35	手順着手の判断基準として 1.17 の方で整理していただくということ 2 になってますと。
1:58:44	それで
1:58:47	1.17 の 8 ページをまず見ていただいて、
1:58:52	まずこの (2) がですね、今、
1:58:55	最初の方に言った可搬型モニタリングポストの第代替測定の話だと思うんですけど、
1:59:02	ここのポツの手順着手の判断基準で、
1:59:06	この 9 ページを見る等、
1:59:08	第 2 パラグラフで、海側の設置についてっていうことで、ちょっと今日議論したような、
1:59:15	話があんまり明確になってないかなと。
1:59:20	つまり海側は、
1:59:22	どういうときに使ってとか、この 8 ページの下から 3 行目にただし書きで、
1:59:29	地震火災等で、
1:59:31	設置場所にアクセスすることができない場合は云々って書いてありますけど、
1:59:35	今回、我々、ちょっと関心持ってんのは津波 G2、
1:59:41	ちゃんとどういう優先順位の考え方で、
1:59:44	代替測定するんですかと。
1:59:47	というのがあって、
1:59:48	で、
1:59:49	一方で、
1:59:51	海上モニタリングの話は 18 ページに d ポツとしてあって、こちらも手順着手の判断基準がありますと。
1:59:59	それぞれのタイムチャートが、
2:00:05	後ろの方についていて、
2:00:07	衛藤さん 16 ページが陸側の 1.17-3 図ですね。
2:00:12	これ 180 分で二名ですか。
2:00:16	37 ページが、第 5 図の海側で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:21	二名 110 分で、
2:00:24	41 ページが海上モニタリングで、
2:00:27	これが 11090 分で 3 名と。
2:00:30	なので一つ一つの個々の手順というよりは全体的に実質的設備も含めて、
2:00:37	一体どういう優先順位とか考え方のもとで
2:00:41	対応するっていう。
2:00:43	もあって、その中で
2:00:47	は、海側のモニタリング代替測定の位置付けはどうなんですかって、その辺りをちゃんと我々も理解した上でちょっと議論する必要があるのかなということなので、
2:00:57	ちゃんと手順着手の判断基準も、
2:01:00	御社の考え方が妥当で、
2:01:03	従ってここにちゃんと書いてますかという視点で我々見る必要があると思ってますので、その辺りよろしいでしょうか。
2:01:13	はい、北海道電力芝田です。
2:01:16	基準着手の
2:01:21	手順、
2:01:23	着手のキックオフとなるような判断の方。
2:01:27	明確さ、あと海上モニタリング、あと代替モニタリング設置っていうのをここに書いてるんですけどもその辺り統合的にどういう判断でどういう順番で設置してっていうふうなもの。
2:01:38	書き物で確認で聞いた上で議論できるように準備させていただきたいと思います。
2:01:43	これ、ごめんなさい書き物じゃなくてこれ市申請になりますからね。
2:01:49	申請書添付書類、いわゆる添 10 のところに、手順着手の判断基準っていうのは書いて、
2:01:56	申請事項として、最終的にはフィックスするその前段階の話なので、今明らかに海側の手順着手の判断基準というのは、
2:02:07	ここで言うと 19 ページで言うと、
2:02:09	海側の設置については、本部長が原災十条特定事象が発生したと判断した場合ってことなので、
2:02:18	津波時にどうするんですかっていうのは、何も書いてないように思うんですけどいかがですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:25	はい北海道電力の柴田さん、今日いろいろ口頭で説明してしまったものをまとめ資料にしっかり書いて、議論させていく。
2:02:35	いただきたいというふうな趣旨でちょっと説明が不適切だったるのでまとめ資料に記載して、
2:02:42	議論させていただきたいと思う。
2:03:07	そうですね。
2:03:12	そうですね。チェック主んどこに置く、公募、どこに置くかを、
2:03:19	場合分けをできてるかっていうことですかね。
2:03:45	定義の8ページの下から3行目のところですかね。
2:03:52	このただし書きですか。
2:04:15	はい。以上ですよろしくお願いします。
2:05:42	と規制庁大塚です。それではこれで本日のヒアリングは終わりたいと思いますありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。